令和７年２月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 601 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和７年
（2025年）
２月号
第601号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



－主な記事－

「確定申告」松本税務署からのお知らせ　２～３頁
皆さんこんにちは・松岡喜久子さん …… ４頁
頑張ってます・深澤龍平氏 …… ４頁
イイねふるさと！ 等 …… ５頁
人材採用がうまくいく！ 独自の採用ターゲットを
　設定するポイントとは？ …… ６頁
法律レポート …… ７頁
税務ポイント …… ８頁
税制改正に関する提言活動報告 …… ９頁
会員福利厚生制度ＰＲ …… 10頁
２月の予定、税制勉強会案内、
　税に関するアンケートご協力のお願い 等 … 11頁
インフォメーションコーナー、
　地区トピックス、川柳コーナー、あとがき … 12頁
税に関するアンケート …… 付録
冬期特別研修会のご案内 …… 付録

イイねふるさと!

“国宝　旧開智学校校舎”（松本市）

松本市が誇る二つの国宝、松本城天守と旧開智学校校舎。学都松本を象徴する旧開智学校校舎は、明治９年（1876 年）に建築された「擬洋風建築」校舎で、日本最古の学校校舎の１つと考えられています。

昭和38年(1963)まで90年余り校舎として使用された後、現在の場所に移築され教育博物館として、当地の教育の歴史を大勢の人々に伝えてきました。

（関連記事５頁掲載　川舩昌子編集委員）

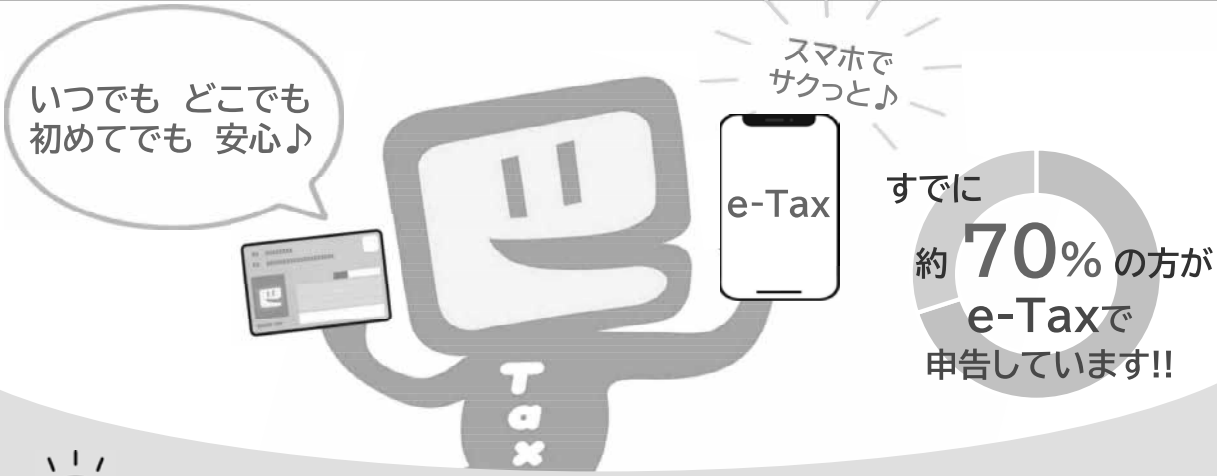
みんなで回覧しましょう。

確認印	社長						経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル５階

松本税務署からのお知らせ

書かない確定申告
マイナンバーカードでe-Tax



すでに
約70%の方が
e-Taxで
申告しています!!

確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成！

作成コーナー

マイナポータル連携
の詳細はこちら

マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる！
※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

- 自宅から申告可能
- 確定申告期間 24時間利用可能 ※メンテナンス時間を除きます
- 申告書がデータで取得可能
- 添付書類 提出不要 ※一部の書類を除きます
- 早期還付（3週間程度で還付）

書面提出の場合は
１か月～１か月半程度で還付

国税庁　法人番号7000012050002

どこでも申告・納税　イータックス（http://www/e-tax.nta.go.jp）

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

作成できる申告書等

・所得税の申告書　　・消費税の申告書
・青色申告決算書･収支内訳書　　・贈与税の申告書



令和7年1月から
所得税のすべての画面が
スマホで
見やすくなります♪

e-Taxに必要なもの

✓ マイナンバーカード
※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
（又はICカードリーダライタ）

✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
① 署名用電子証明書のパスワード
（英数字6～16文字）
② 利用者証明用電子証明書のパスワード
（数字4桁）

スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



令和7年1月からe-Taxがスマホ用電子証明書に対応！

- **マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、**
 申告書の作成･e-Tax送信ができるようになります！
- 利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの**生体認証機能を利用できます！**
 （機種によって異なります）

Android™のみ対応しています

※ご利用には、スマホでマイナポータルから
スマホ用電子証明書の利用申請･登録をする
必要があります。

スマホ用電子証明書
について詳しくはこちら

＼ 読取不要 ／



申告に困ったときは

▶ **動画で見る確定申告**
確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内

▶ **チャットボット「ふたば」**
ご質問したいことをメニューから選択するか、入力いただくと「税務職員ふたば」（AI）が回答

・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。
・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

R6.8



皆さん こんにちは♪

株式会社　松本ホテル花月
松本市大手
代表取締役社長　**松岡　喜久子**　さん

『人生の苦楽を愉しむ』

『民藝フィロソフィ・松本の日常の記憶』を謳う明治20年創業の松本ホテル花月は松本城から徒歩５分の場所にあり地元の方はもちろん、国内外のお客様に愛されています。89の客室、宴会場、レストラン、喫茶室を備える松本ホテル花月では、松本民芸家具、美術品、器など、数多くの“古きよきもの”が味わえますが、そこには昔から変わらない「民藝精神」が根底にあり、「感性のなかでいいと思うものを大切にすることにより人生が豊かになる」と松岡さんからお話を伺いました。

松岡さんは「時代に沿った流れを感じながらお客様が求めているものに合わせ、日本の方にも外国の方にも選ばれるホテルでありたい。そのために努力していく。たとえクレームをいただいたとしても、それがよりよいつながりの一歩にできれば」とお話しくださいました。また、お世話になった染色工芸家の柚木沙弥郎先生から伺った「人生楽しくなければつまらない」という言葉を大切に日々お仕事に励まれ、学ばれてきたお菓子作りや漬物、生け花や書道の技術もお仕事にも大いに活かされているそうです。





（田力淳子編集委員）

頑張ってます!!



『お客様に信頼いただけるように』

NTP トヨタ信州
株式会社 鎌田店
松本市鎌田

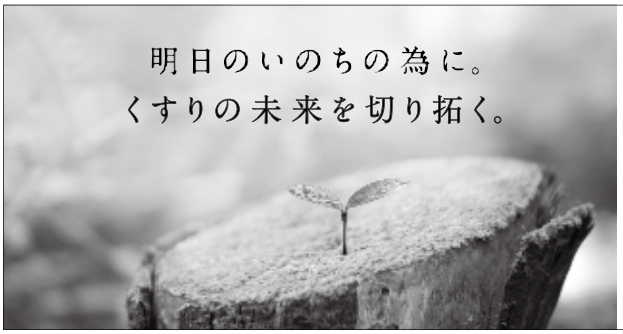
深澤　龍平 氏

中南信エリアでトヨタ車の全車種新車（レクサス含む）販売、U-car（中古車）販売、整備、点検、修理や保険代理業、通信事業（au 携帯電話）等を手掛ける NTP トヨタ信州㈱。トヨタカローラ南信とネッツトヨタ信州が 2020年に統合され、「Nice To People= 人に素敵を」をモットーに掲げ、お客さまに単なる製品ではなく“素敵”を提供することを目指されています。

「お客様に信頼いただける営業マン」を目指し、日々奮闘されている深澤さん。「数あるメーカー、販売店から私たちを選んでいただいたお客様の期待に応えるため全力を尽くします。どんなことでもご相談いただき、しっかりと対応させていただくことで、信頼いただける存在になれるよう頑張っています。その結果、“あなたから買いたい”と言ってもらえるようになれば嬉しいです。」と力強く語られます。

そのためにも日ごろから自動車に関する勉強やお客様の希望に応える努力をされている深澤さん。休日はドライブや弓道、社内サークル（野球）等をなされてリフレッシュされているそうです。

（川舩昌子編集委員）



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

いいね！ふるさと！

国宝　旧開智学校校舎
～学都松本の礎～



松本城の北側、開智地区にございます旧開智学校校舎は、令和元年（2019年）に近代教育建築物として初めて国宝に指定されました。明治初期、日本中が文明開化に沸き建築物にも洋風化が求められ、各地に伝統の和風技術と新たな洋風技術の要素が混ざり合った「擬洋風建築」と呼ばれる建築物が建てられる中、明治９年（1876年）に旧開智学校校舎も建築されました。校舎の構造は木造二階建、美しい漆喰の白壁などが特徴的ですが、正面に和風を象徴する龍と洋風を表す天使の彫刻が施されているのがとても個性的です。

当初、旧開智学校は明治６年（1873年）に、廃仏毀釈により廃寺となった、松本市中央、女鳥羽川沿いの全久院の建物を代用し開校しました。同所に新たな校舎を作るための工事費は当時で約１万１千円程必要となりましたが、その７割程を地域住民からの寄付で賄ったそうです。当時はまだ学校や校舎への理解も低く、手探りで作られた擬洋風校舎は校舎として使いにくいものも多かったそうですが､旧開智学校は「教室をできるだけ南側に配置する」「廊下によって教室の独立性が確保されている」などの施設的配慮がなされていた他、「成績別学級編成」「特別学級（就労児童学級）・子守教育（子守奉公児童教育）」「訓盲院（視覚障害をもった児童教育）」「林間保育（健康に不安のある児童教育）」などが行われており、子どもを第一に考えた教育姿勢は後世にも引き継がれ、学都松本の礎となったのではないでしょうか。



戦後、松本市立開智小学校となり、その後校舎は重要文化財指定を受けます。建築から90年余り経った昭和38年(1963年)まで実際に校舎として使用されましたが、脇を流れる女鳥羽川の拡幅工事や小学校の統合、文化財保護等の理由によりその役目を終え昭和39年(1964年）に現在の場所に移築復元され、今は教育博物館として活用されています。昨年、耐震工事が終了し施設内も見学可能です。地域の教育の礎を築き、その歴史を今に伝える旧開智学校校舎を是非ご覧ください。　**（川舩昌子編集委員）**

２月21日㈮開催

冬期特別研修会開催のお知らせ

先月号および当月号付録でもご案内の通り、２月21日㈮に冬期特別研修会を開催いたします。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

○開催日　２月21日㈮　14：00 ～ 15：30
○会　場　松本市駅前会館４階「大会議室」
○講　師　ホスピタリティマインドトレーナー
　　菊地　麻衣子　　氏
○テーマ　すべてのお客様に心地のよさを
　　～相手に合わせた距離感で～
○受講料　無料
○お申込　ご案内チラシに必要事項をご記入の上、事務局まで。



人材採用がうまくいく！
独自の採用ターゲットを設定するポイントとは？

株式会社ジェイック　取締役　古庄　拓

中小企業で「人材採用がうまくいかない」とお悩みの場合、採用ターゲットの変更が状況を変える突破口になるかもしれません。

人材を採用する際の基準として「どれぐらいの大学レベル」「素直で元気で明るい」「マジメで粘り強い」「○○経験があれば尚可」等をイメージする経営者の方は多いかも知れません。しかし、こうした「どの会社でも評価されそうな人物像」を基準にしてしまうと、競合が多くなり苦戦してしまいがちです。採用活動を成功させるポイントは、自社の事業の特徴を踏まえて、自社で定着する「独自の採用ターゲット」を見いだすことにあるのです。

ある人材ビジネスの会社では、営業職として「オンラインゲームの経験者」をターゲットにする取り組みを実施しています。採用活動を始めた当初は、同業や無形商材の営業経験者を探していましたが、会社規模が小さいこともあって苦戦していました。そこで、採用ターゲットの変更に思い至り、試行錯誤の上たどり着いたのがオンラインゲームの経験者だったのです。人材ビジネスの営業職というと人当たりの良いタイプをイメージするかもしれませんが、この会社はＩＴエンジニアのマッチングを行っており、対面・ＷＥＢでの商談や打ち合わせはほとんどありません。営業活動の大半はメールとＳＮＳ・ビジネスチャット等で実施されていることから、一般的な対人コミュニケーション力や営業力よりも、「ゲームをプレイする感覚で知識習得しながらプロセスを積み重ねる」ことが成果につながると分析したのです。最近のオンラインゲームはテキストや音声で知らない相手とコミュニケーションしたり、時にはオフ会をしたりすることもあります。そうした点が自社の業務特性に合っていると考えて採用ターゲットを変更し、結果としてＳＮＳで若手営業職の採用に成功、さらにはゲーム仲間つながりで費用をかけずにリファラル採用（紹介による採用）ができるようになりました。

また、店長や店舗経験者を探していたが、なかなかうまくいかない個人向けの店舗運営をしている会社がありました。採用ターゲットについて考える中で、多くの飲食店や小売店と違って自社の店舗ではパート・アルバイトのマネジメントはほとんど必要ないこと、ホスピタリティ要素もそれほど求められていないことに気付きました。そこで「目を見て話せる最低限のコミュニケーションスキル」と「一人でも黙々と仕事ができる真面目さ」を基準として未経験者の採用に切り替えたところ、若手の採用に成功しています。

やみくもに採用基準を定めるのではなく、「自社で定着するための要素は何か？」を考え抜くことが大切です。自社独自の基準を見つけ、他社と競合する一般的な基準をなくすことで、一気に採用成功に近づきます。うまくいっていない経営者の方は、ぜひ今の採用基準が「何となく設定したもの」になっていないか振り返り、採用ターゲットの変更を考えてみてください。

【筆者紹介】古庄　拓（ふるしょう・たく）
1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジェイックに入社。中小企業・ベンチャー企業を対象とした社員研修や採用支援の提案・企画、管理職養成プログラムの事業化、新卒メディアの立ち上げ等を経て、同社執行役員。人材育成や採用支援の知識・ノウハウを発信している。

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

法律レポート

中小企業における企業の危機管理
悪質クレーマーとの個別トラブルとその法的対応その②



三浦法律事務所　弁護士　三　浦　守　孝

１、会社に落度があり「社長を出せ！」という要求がなされた場合、どう対応すべきか？

基本的には、従来の担当者が引き続き対応すべきであり、社長には絶対にクレーマー対応をさせないという方針を社内で徹底しておくことが必要です。

２、「また電話する」、「電話してこい」という執拗なクレームにどう対応するか？

クレーム対応の長期化を避けるため、最初の段階で、社内調査に必要な事実を聞き取ることと、要求内容を確認することが必要です。会社の見解を明確に伝え、応じるべき要求には応じて、要求に応じられないということであれば毅然として当社としては、これ以上の対応はできかねますと伝えます。

３、予告なく店舗にやってきて執拗なクレームを行う場合にどう対応するか？

クレーム内容が正当か不当かを判断する前であれば「会社からの回答をお待ちください。」と対応すれば足ります。クレームの内容が不当なものであった場合には、今後は会社として対応できない旨を伝え、お引き取り願うことになります。それでもなお店舗への訪問をやめない場合には、弁護士に相談のうえ、以下の手段を検討すべきです。

①弁護士から警告文②店舗の訪問禁止などの仮処分③債務不存在確認訴訟や損害賠償請求訴訟④所轄の警察署へ相談

４、連日メールやファックスでクレームを送り続けてくる場合にどう対応するか？

ファックスに記載された内容を確認し、不当クレームに分類できるかどうかを検討し、不当クレームであれば、徹底して無視します。（電話のファックス受信拒否機能を利用することも検討します。）送信者に対して法的に責任を追及するのであれば、ファックスが貯まった後で、弁護士に対しては送信者への警告を、警察に威力業務妨害罪での告訴を、それぞれ相談します。

５、ささいな対応ミスに付け込み過大な要求をするクレーマーにどのように対応すべきか？

対応ミスについては、きちんと謝罪することが必要です（謝罪の対象は対応ミスの点に限るようにします。）。正当なクレームが不当化してしまっているので、元の交渉内容に戻るよう提案し、クレーマーの態度が軟化しなければ、弁護士に対応を依頼することも検討すべきです。

６、「自宅へ謝罪に来てほしい」というクレームがあった場合にどう対応すべきか？

自宅を訪問することには様々なリスクがあることから、裏付けとなる資料があること等も確認して、慎重に決すべきです。訪問は怠りなく準備をしてから向かうべきであり、複数名で訪問し、会話内容は録音します。

７、従業員が犯した些細なミスに対してパワハラまがいの罵詈雑言をあびせ、土下座まで要求する顧客にどう対応すべきか？

仮に、店員や従業員に非がある場合であっても、土下座をする必要はなく、相応の謝罪をしても土下座を要求する客に対しては、警察に通報すべきで、刑事上の責任の検討をします。①脅迫罪②強要罪③恐喝罪④名誉棄損罪⑤威力業務妨害罪⑥不退去罪

８、社員のプライベートな落度（不貞行為等）を理由にしたクレームがきた場合にどう対応すべきか？

クレームの対象である不貞行為を理由に、当該社員に対して懲戒処分を行うことができるかは、場合によっては、弁護士に相談しながら、人事を担当する部署において、慎重に調査･検討します。（クレーマーに対し、具体的な事実と裏付けを示してもらうように申し入れます。）調査の結果、対象の社員に対し懲戒処分を行ったか否かは、クレーマーに伝える必要はありません。あくまで、会社の調査に協力してもらったという関係にとどまることを予め伝えておきます。

９、弁護士にクレーム対応を依頼した後も続くクレーマーにどのように対応すべきか？

ケースバイケースだと思われますが、クレーマーと担当者との交渉が平行線で長期化しそうなときや、請求されている金額が被害額や一般の場合に比べて高すぎたり、正当だと思われる賠償額を説明しても納得してもらえない場合などは弁護士対応が望ましいです。

三浦法律事務所　当会顧問弁護士　三　浦　守　孝
〒390-0874　松本市大手 1-3-29　丸今ビル 3F
TEL(0263)39-2030 ㈹　FAX(0263)39-2031

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉓〕法人税 その62
貸倒損失として処理できる場合

Q. 法人の有する金銭債権について、貸倒損失の計上が認められるための事実とその対象となる金額および損金算入時期を教えてください。また、連帯保証人がいる場合の貸倒れの判断も教えてください。

A.

１　金銭債権が切り捨てられた場合

次に掲げるような事実に基づいて切り捨てられた金額は、その事実が生じた事業年度の損金の額に算入されます。

① 会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法、民事再生法の規定により切り捨てられた金額

② 法令の規定による整理手続によらない債権者集会の協議決定および行政機関や金融機関などのあっせんによる協議で、合理的な基準によって切り捨てられた金額

③ 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面で明らかにした債務免除額

２　金銭債権の全額が回収不能となった場合

債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合は、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理することができます。ただし、担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ損金経理はできません。

なお、保証債務は現実に履行した後でなければ貸倒れの対象とすることはできません。

３　一定期間取引停止後弁済がない場合等

次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対する売掛債権（貸付金などは含みません。）について、その売掛債権の額から備忘価額(※)を控除した残額を貸倒れとして損金経理をすることができます。

㈱　備忘価額とは…実質的に価値の喪失した資産等を帳簿等に記載する用語

① 継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合において、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から１年以上経過したとき（ただし、その売掛債権について担保物のある場合は除きます。）

なお、不動産取引のように、たまたま取引を行った債務者に対する売掛債権については、この取扱いの適用はありません。

② 同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合

＜連帯保証人がいる場合の貸倒れの判断＞

Q. 貸付先の資産状況、支払能力等からみて貸付金の全額が回収できないことが明らかになった場合には、担保物を処分した後に貸倒損失とすることができる取り扱いとなっていますが、連帯保証人がいる場合には、その連帯保証人についても回収不能かどうかの判断をしなければならないのでしょうか。

A. 連帯保証人についても、回収不能かどうか判断する必要があります。

金銭債権について連帯保証人がいる場合には、その連帯保証人は、その債務の返済に関しては債務者と同等の立場にあると考えられることから、その連帯保証人等の資産状況、支払能力等を勘案して、その貸付金が回収不能かどうかの判断をすることになります。

税制委員会：山口優子、木下茂登次、蒲生浩明　グループ稿）
（監修：関東信越税理士会　松本支部）

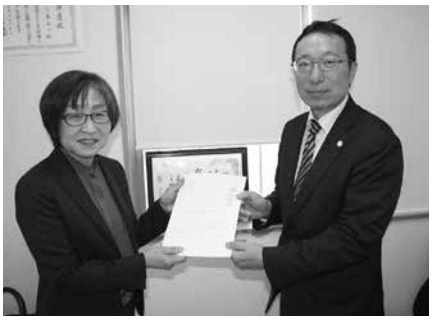
エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部
部員募集中!!
お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

令和７年度　税制改正に関する提言活動

法人会では毎年、適正・公平な税制の実現を目指して、建設的な提言活動を全国的に実施しており、松本法人会でも、地元選出の国会議員ならびに地方自治体などに対する提言活動に取り組んでおります。

昨年12月18日に下条みつ衆議院議員事務所（立憲民主党）、同19日に中川宏昌衆議院議員事務所（公明党）、同25日には松本市役所（市長・市議会議長）を百瀬幸子税制委員長が訪問し、税制改正に関する提言活動を行いました。なお、松本市以外の管内自治体に対しては首長、議会議長あてに提言書を送付いたしました。



下条みつ衆議院議員事務所



中川宏昌衆議院議員事務所



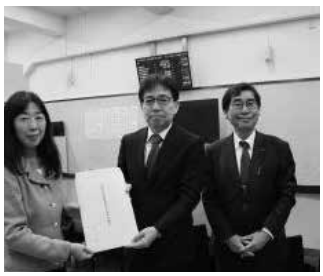
松本市 中野副市長



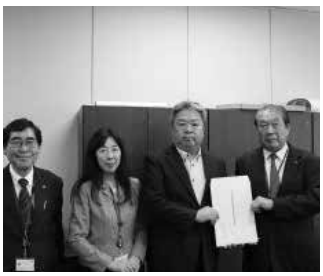
松本市議会 上條議長

行動する法人会（全法連）―令和７年度税制改正に関する提言―

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言活動を展開しています。全法連では関係省庁、政党への提言活動を行っております。



財務省
青木主税局長（中央）



総務省　寺﨑自治税務局長
（右から2人目）



中小企業庁　山下長官（中央）、
山本事業環境部長（右）



国税庁　（表敬訪問）
奥長官（左側中央）



自由民主党　予算・税制等に
関する政策懇談会



国民民主党
税制調査会ヒアリング



日本維新の会　政務調査会会
長代行　片山 大介 氏（左手前）

「消費税申告一声運動実施中」



「大同生命サーベイ」では、中小企業の景況感調査（地域別・業種別）に加え、「販路開拓の実態」「成長投資への取組み」「災害への備え」など、経営者のお役立ちとなる情報を毎月テーマ設定し、全国で調査しています。

スマホの場合、下記ＱＲコードを読み取りますと中小企業調査「大同生命サーベイ」に接続いただけます。パソコンの場合は以下のアドレスより閲覧ください。

（アドレス）**https://www.daido-life.co.jp/knowledge/survey/**

◎サイトの閲覧は無料ですが、閲覧にかかる通信料金はかかります。
◎リンク先のサイトは予告なく削除、または変更することがあります。

DAIDO 大同生命保険株式会社　**松本支社**/長野県松本市本庄1-3-10（大同生命松本ビル3F）
TEL 0263-32-0829

２月の予定

４日税制委員会グループ会議　５日女性部正副部長会議、全法連税制セミナー　12日県連理事会等　13日新設法人説明会　14日２月役員会　18日第117回税制勉強会　20日会員親睦ボウリング大会　21日冬期特別研修会（女性部２月例会）　25日青年部２月例会　26日決算説明会　27日租税教室（安曇小学校）

決　算　説　明　会

（法人税・消費税の説明会 / １月決算法人対象）
２月 26 日㈬ 午後２時より
松本市駅前会館 ４階「大会議室」

第 117 回 税制勉強会開催のお知らせ

～税務行政の課題と取組～

恒例の税制勉強会を下記内容にて開催いたします。参加希望の方は事務局までお申し込みください。

日　時	２月18日㈫　午後２時～３時30分
会　場	松本市駅前会館４階「大会議室」
内　容	「 税務行政の課題と取組 」
講　師	松本税務署 副署長　齋藤　健一 氏
受講料	無料
お申込	事務局まで（0263-35-8080）

１月拡大役員会・賀詞交換会（新入会員歓迎会）を開催

１月20日㈪、当会役員と昨年入会いただいた新入会員および紹介者に参加いただき、１月拡大役員会・賀詞交換会（新入会員歓迎会）を開催いたしました。

拡大役員会では当会内に組織されている６つの委員会（総務・研修・組織・広報・税制・厚生）と青年部・女性部が、それぞれ次年度の事業計画案を報告し、当会活動に関する理解を深めていただきました。続く賀詞交換会（新入会員歓迎会）では、新入会員による自己紹介なども行われ、当会役員や来賓との親睦を深める機会となりました。大勢のご参加誠にありがとうございました。


神澤会長

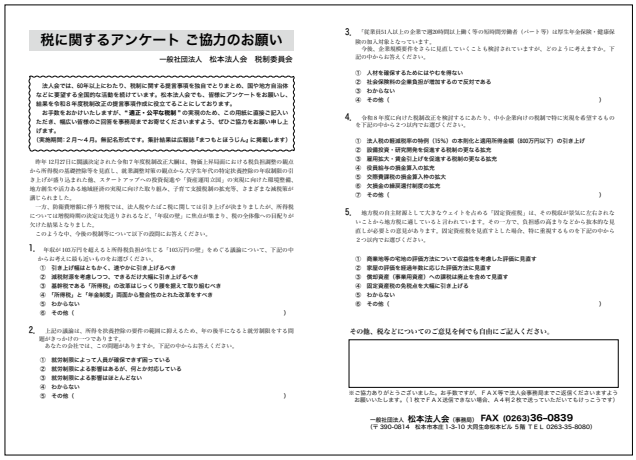

新入会員の皆様

税に関するアンケート　ご協力のお願い

全国の法人会では、適正・公平な税制の実現を目指して皆様の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。私たち松本法人会でも令和８年度税制改正に対する提言事項作成に向けて「税に関するアンケート」を作成し、今号付録として同送しております。

皆様からお寄せいただきましたご意見を参考にして、令和８年度税制改正に関する提言を取りまとめますので、どうかご協力をお願い申し上げます。
（アンケート返信先（松本法人会事務局 ））

FAX.0263－36－0839


税に関するアンケート ご協力のお願い

一般社団法人　松本法人会　税制委員会

法人会では、60年以上にわたり、税制に関する提言事項を独自でとりまとめ、国や地方自治体などに要望する全国的な活動を続けています。松本法人会でも、皆様にアンケートをお願いし、結果を令和８年度税制改正の提言事項作成に役立てることにしております。

お手数をおかけいたしますが、"適正・公平な理解"の実現のため、この用紙に遠慮ご記入いただき、幅広い皆様のご回答を事務局までお寄せくださいますよう、ぜひご協力をお願い申しあげます。

（実施期間：２月～４月、無記名形式です。集計結果は広報誌『まつもとほうじん』に掲載します）

昨年 12月27日に閣議決定された令和７年度税制改正大綱は、物価上昇局面における税負担調整の観点から所得税の基礎控除等を見直し、就業調整対策の観点から大学生年代の特定扶養控除の年収制限の引き上げが図られた他、スタートアップへの投資促進や「税制運用 2.0」の実現に向けた環境整備、地方創生や活力ある地域経済の実現に向けた取り組み、子育て支援税制の拡充等、さまざまな税制改正が講じられました。

一方、防衛費増額に伴う増税では、法人税やたばこ税に関して以下1.2.のとおりとされましたが、所得税については増税時期の決定は先送りされるなど、「年収の壁」に係る対策や、税の負担感への対応が欠けた結果となりました。

このような中、今後の税制等について以下の設問にお答えください。

1. 年収が 103 万円を超える所得税負担が生じる「103万円の壁」をめぐる議論について、下記の中からお考えに最も近いものをお選びください。
① 引き上げ幅はともかく、速やかに引き上げるべき
② 税制原資を考慮しつつ、できるだけ大幅に引き上げるべき
③ 基幹財であるが「所得税」の改革はじっくり腰を据えて取り組むべき
④ 「所得税」と「年金制度」両面から整合性のとれた改革をすべき
⑤ わからない
⑥ その他（　　）

2. 上記の議論は、所得を控除対象の範囲に捉えるため、年の壁そのものとなる税制創設をする問題がきっかけの一つでもあります。
あなたの会社では、この問題がありますか。下記の中からお答えください。
① 就労制限によって人員が確保できず困っている
② 就労制限による影響はあるが、何とか対応している
③ 就労制限による影響はほとんどない
④ わからない
⑤ その他（　　）

3. 「従業員51人以上の企業で週20時間以上働く等の短時間労働者（パート等）は厚生年金保険・健康保険の加入対象となっています。
今後、企業規模要件をさらに見直していくことも検討されていますが、どのように考えますか。下記の中からお答えください。
① 人材を確保するためにはやむを得ない
② 社会保険料の企業負担が増加するので反対である
③ わからない
④ その他（　　）

4. 令和８年度に向けた税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に実現を希望するものを下記の中から２つ以内でお選びください。
① 法人税の超過税率の特例（15%）の本則化と適用所得金額（800万円以下）の引き上げ
② 設備投資・研究開発を促進する税制の更なる拡充
③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の更なる拡充
④ 役員給与の損金算入の拡充
⑤ 欠損金繰越控除の損金算入枠の拡大
⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
⑦ その他（　　）

5. 地方税の自主財源として大きなウェイトを占める「固定資産税」は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われています。その一方で、負担感の高さなどから抜本的な見直しや従来との逆見がみられます。固定資産税を見直すとした場合、特に重視するものを下記の中から２つ以内でお選びください。
① 商業地等の宅地の評価方法について収益性を考慮した評価に見直す
② 家屋の評価を経過年数に応じた評価方法に見直す
③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
④ 固定資産税の負担水準を大幅に引き上げる
⑤ わからない
⑥ その他（　　）

その他、税などについてのご意見を何でも自由にご記入ください。

※ご協力ありがとうございました。お手数ですが、ＦＡＸ等で法人会事務局までご返信くださいますようお願いいたします。（１枚でＦＡＸ送信できない場合、Ａ４判２枚でつづっていただいてもけっこうです）

一般社団法人 松本法人会（事務局） FAX (0263)36-0839
（〒390-0814 松本市本庄１-３-10 大同生命松本ビル ５階 ＴＥＬ 0263-35-8080）

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。（サイズ：タテ6.5×ヨコ9㌢）

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

●掲載無料　●関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
●フルカラー印刷　●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局　☎0263−35−8080

扉ホールディングス株式会社



【Satoyama villa DEN】会議・研修プランのご案内

１日１組限定の一棟貸し研修施設（宿泊部屋あり）。
松本市ののどかな里山にある築190年の建物は、豊かな自然と静寂に包まれており、会議や研修会に最適です。

木のぬくもりを感じるセミナールームではクリエイティブなひと時を、広々としたダイニングでは食事や会話を楽しむリラックスした空間を。お客様のご要望に合わせた滞在プランをご提案致します。



【館内設備】セミナールーム（最大15名）／客室：5室（最大15名）
キッチン（冷蔵庫、IHコンロ、コーヒーメーカー）／浴室（2ヶ所）
【貸出備品】プロジェクター／スクリーン／ホワイトボード
【ご利用料金】130,000円～　【ご利用人数】～15名様

【お問合せ】扉ホールディングス株式会社
TEL：0263-88-3266／担当者直通：070-2816-7425（9:00～17:00）

地区トピックス　「放光寺町会かるた」（松本市）



松本市城山・蟻ケ崎の一部からなる放光寺町会では、町内の自然、名所・史跡、歴史などを題材にした『放光寺町会かるた』を作成しました。このかるたは町会で開催される茶話会参加者などが「読み札」を考え、それをもとに町会の小川原淨氏が「取り札」を絵描きました。誰もが楽しめる「かるた」で地域の魅力を伝えるとても素敵な取り組みだと思います。**（田力淳子編集委員）**

川柳コーナー

アメリカと
今まで通りに
いかんぜい

豊作も
嬉しくないぞ
花粉なら

助手席の
娘に教わる
流行歌
新米

あとがき

この度、新人編集委員となり初仕事でいくつかの取材を経験いたしました。その方その方の仕事やプライベートの話を深くお聞きする機会をいただき、ともすれば「ここだけの話」もつけ加えていただきました。原稿にまとめるのは苦労致しましたが、どの取材も大変興味深く委員冥利に尽きると感じました。

さて、２月は「如月（きさらぎ）」と呼ばれていますが、名前の由来は「衣更着（きさらぎ）」から来ていると言われています。寒さが厳しくさらに衣服を重ね着することを意味しているそうです。また「梅見月（うめみづき）」とも呼ばれ梅の花が咲き始める時期であることから来ています。梅の花は春の訪れを告げる花として日本の文化に深く根付いていることも感じます。この原稿をお読みいただいている頃には二十四節気の「立春（りっしゅん）」を迎えていることでしょう。まだ寒さ厳しい冬の信州ですが、おだやかな春の訪れを心待ちにしながら元気に過ごしたいと思います。

（田力）

（本号編集委員：川舩昌子　田力淳子）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社